

出雲休日・夜間診療所電子カルテシステム導入プロポーザル実施要領

1 目的

本要領は、出雲休日・夜間診療所電子カルテシステム導入に係る契約相手方候補者の選定にあたり、指名型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により、導入目的に最も適合したシステムを提供できる業者を選定するために必要な事項を定めるものである。

2 概要

- (1) 件名 出雲休日・夜間診療所電子カルテシステム導入
- (2) 導入目的等 別紙「出雲休日・夜間診療所電子カルテシステム導入仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。
- (3) 納入期限 令和7年12月26日

3 見積限度額 4,235,000円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

※この金額は契約時の予定価格を示すものではない。

※導入費用の見積限度額とし、維持管理費用は含まない。

4 日程

項目	日程
プロポーザル実施要領の公表	令和7年5月26日（月）
質問受付	令和7年5月27日（火）～6月3日（火）
質問に対する最終回答	令和7年6月12日（木）
参加申込書提出期限	令和7年6月13日（金）
参加資格審査の結果通知	令和7年6月23日（月）
提案書提出期限	令和7年7月3日（木）
選定結果通知	令和7年7月18日（金）
契約締結	令和7年7月下旬（予定）

5 参加資格

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる事項を全て満たす者でなければならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (2) 出雲市物品の売買等調達業者有資格者名簿に登載があること。
- (3) 出雲市税の滞納がないこと。
- (4) 社会保険料の滞納がないこと。
- (5) 消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若し

くは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させていないこと。

(7) 本件の募集開始の日から契約までの間に、出雲市建設工事等入札参加者に対する指名停止等に係る措置要綱（平成 17 年出雲市告示第 156 号）に基づく指名停止等の措置を受けていないこと。

(8) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく、更生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく、再生手続き開始の申立てがなされていないこと。

6 参加申込手続

(1) 提出書類 参加申込書（様式 1）

(2) 提出方法 持参または電子メールとする。なお、電子メールの場合は、送信した旨を担当者に電話連絡し、着信したことを確認すること。

(3) 提出期限 令和 7 年 6 月 13 日（金）午後 5 時（必着）

(4) 提出先 出雲市健康福祉部医療介護連携課（担当：三島、吾郷）

〒693-8530 島根県出雲市今市町 70 番地

E-mail:iryoud@city.izumo.shimane.jp

TEL:0853-21-6121 FAX:0853-21-6749

(5) 参加資格審査の結果通知

① 通知日 令和 7 年 6 月 23 日（月）

② 通知様式 参加資格審査結果通知書（様式 2）

③ 通知方法 電子メール及び郵送

※電子メール及び郵送の通知先は、「参加申込書（様式 1）」に記載された連絡先担当者のメールアドレス及び所在地とする。

④ その他 参加資格審査の結果について、当該通知日の翌日から起算して 5 日以内に、書面（任意様式）にて本市に説明を求めることができるものとする。

7 質問及び回答

(1) 提出様式 質問書（様式 3）

(2) 提出方法 電子メールとする。なお、送信した旨を担当者に電話連絡し、着信したことを確認すること。電話又は口頭による質問は、受け付けない。

(3) 提出期限 令和 7 年 6 月 3 日（火）午後 5 時（必着）

(4) 提出先 「6 参加申込手続（4）提出先」と同様とする。

(5) 回答方法 出雲市ホームページに質問及び回答を掲載する。

なお、質問又は回答の公表が質問者の不利益になると判断したときは、質問者に対してのみ回答する場合がある。

8 提案書の作成方法

・表紙は提案書（様式 4）を用いることとし、本文の様式は任意とする。

・用紙の大きさは、A4判とする。（ただし、図表等については A3判で織り込むことも可）

・できる限り具体的に提案し、提案内容は簡素な文書を用い、専門知識を有しない者でも理

解できるよう、わかりやすい表現となるよう留意すること。

- ・仕様書等の目的及び期待される効果等を踏まえ、次に掲げるものを「提案書」として提出すること。なお、提出後における提案書の再提出、差替えは一切認めない。
- ・パンフレット等がある場合は添付すること。

提案項目		記載事項
(1)	会社概要	提案者の会社概要を記載すること。
(2)	製品	①メーカー名、製品名 ②ネットワーク及び機器の構成図 ③利用可能なシステム・サービス（オンライン資格確認等） ④オンライン資格確認で取得可能な情報（公費助成、医療扶助等） ⑤既存システムからデータ移行が可能な項目
(3)	機能	仕様書の「2 目的」にある当診療所の特性を踏まえ、次の点について製品の特長やPRポイントを記載すること。 ①カルテ入力方法 ②チェック機能（病名、処方、レセプト等） ③診療報酬改定や施設基準変更への対応 ④システム障害や災害等に対する備え ⑤セキュリティ対策 ⑥その他特記事項 ※①②について、デモ環境または動画による説明を実施すること。
(4)	保守実施体制	①組織図 ②業務責任者、業務担当者 ③問合せ等に対するサポート・連絡体制 ※診療時間帯（日曜祝日、年末年始、平日夜間）の体制についても必ず記載すること ④個人情報保護の対策
(5)	納入実績	①提案者の当該製品の納入実績 ②当該製品の普及状況 ※①②とも、可能な限り出雲市内及び島根県内における実績等も記載すること。
(6)	参考見積書	①導入費用 ・ネットワーク環境構築や各システムとの連携設定の費用を含めること。 ・オンライン資格確認等において、既存の機器や環境を利用せず、新たに機器の導入やネットワーク構築を行う場合、その費用も含めること。 ・積算内訳を記載すること。 ②維持管理費用

	<ul style="list-style-type: none"> ・保守料、利用料等、導入後に要する定額費用の月額 ・オンライン資格確認端末及びオンライン資格確認システム、診療報酬オンライン請求システムについては、既存の機器及び環境を引き続き利用する場合であっても、保守の対象とし、維持管理費用に含めること。 ③既存の機器の撤去及び処分に係る費用 ④その他 ・現場対応等に際し、②以外の費用が必要になる場合等、その他費用が発生するものについて記載すること。
--	---

9 提案書の提出

- (1) 提出書類 提案書
- (2) 提出部数 正本1部、副本8部を提出すること。また、正本の電子データ（CD-R又はDVD-R）1部を提出すること。
- (3) 提出期限 令和7年7月3日（木）午後5時（必着）
- (4) 提出先 6(4)の提出先と同じとする。
- (5) 提出方法

持参または郵送とする。なお、郵送の場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法によること。郵送事故等については、参加申込者のリスク負担とする。また、持参の場合の受付時間は、土曜日曜日を除く開庁日の午前9時から午後5時までとする。

10 審査

- (1) 審査方法 書類審査
- (2) 評価基準 別表「評価基準」のとおり
- (3) 選定方法
 - ① 市が設置した審査委員会の各委員が別表により評価した得点を合算し、総合点の最も高い者を候補者として選定する。なお、同点の場合は審査委員会の合議により決定するものとする。
 - ② 選定された候補者が失格に該当することが認められた場合又は市との契約交渉が不調となった場合は、次点とされた者と交渉を行う。
 - ③ 上記に関わらず、総合点が評価点全体の60%未満の場合には、候補者として選定しない。
 - ④ 提案者が1者のみの場合であっても審査を行い、総合点が評価点全体の60%以上のときは、当該提案者を候補者として選定する。

11 選定結果について

選定結果は、提案書を提出した全ての提案者に対し、選定結果通知書（様式5）により通

知する。また、選定結果通知を発送した日の翌日以降に、次の項目を市のホームページで公表する。

- (1) 所管課及び件名
- (2) 提案者数
- (3) 候補者の名称及び総合点

選定結果に対する問い合わせは受け付けない。また、異議申し立てについても認めない。

1.2 契約締結に向けての協議

- (1) 本プロポーザルにおいては、本業務に適した提案者を選定するのみであり、契約を締結するまでは出雲市と契約関係は生じない。
- (2) 提案内容がそのまま契約内容となるものではなく、候補者と当該業務の仕様書等について交渉を行った上で、見積書の提出を求め、その結果により契約を締結する。(企画提案時の内容及び見積額とは異なることがある。)
- (3) 契約保証金については、出雲市契約規則(平成17年出雲市規則第41号)の規定による。
- (4) 業務の実施に際して個人情報を取得したときは、仕様書の規定に基づき、これを適切に取り扱うものとする。

1.3 情報公開

市は、提出された提案書等について、出雲市情報公開条例(平成17年出雲市条例第4号)の規程による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。ただし、法人等の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合がある。

また、本プロポーザルによる契約締結前において、公正又は適正な候補者選定に影響が出る恐れがある情報については、契約締結後に開示するものとする。

1.4 その他

- (1) 提出書類の取扱い
 - ① 提出された書類は返却しない。
 - ② 提出後の訂正は、市から指示があった場合を除き認めない。
 - ③ 提出された書類は、本プロポーザルにおける候補者選定以外の目的では使用しない。
 - ④ 提出された書類は、候補者選定に必要な範囲において複製することがある。
- (2) 本プロポーザルに係る費用については、全て参加申込者の負担とする。やむを得ない理由により本プロポーザルが中止又は延期された場合においても、それまでに要した費用を出雲市に請求することはできない。
- (3) 参加申込書の提出後に本プロポーザルへの参加を辞退する場合(選定後に辞退する時も含む。)は、辞退届(任意様式)を提出すること。
- (4) 次のいずれかに該当する提案者は、失格とする。
 - ① 参加資格要件を満たしていない場合又は満たさなくなった場合
 - ② 提出書類に虚偽の記載があった場合又は不備があった場合

- ③ 実施要領に示した提出期限、提出先、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- ④ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- ⑤ 見積書の金額が、見積り限度額を超過した場合
- (5) 企画提案書の著作権は、当該企画提案書を作成した者に帰属するものとするが、当該業務の契約相手となった者が作成した企画提案書については、出雲市が必要と認める場合には、出雲市は事前に通知することにより、その一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。
- (6) 参加申込者は、本プロポーザルの実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできないものとする。
- (7) 本プロポーザルの実施について、説明会は実施しない。